

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 8 月 14 日

更新日：令和 6 年 5 月 30 日

1 作成者

住所（フリガナ）：カゴシマケン カノヤシラサキチヨウ（〒893－0016）パン 鹿児島県鹿屋市白崎町 1 番 1 号
名称（フリガナ）：カゴシマ 鹿児島きもつき農業協同組合
代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 中野 正治
ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-kagoshimakimotsuki.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 3 類 果実類

区分に属する農林水産物等：その他かんきつ類 辺塚だいたい

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヘツカ 辺塚だいたい

4 明細書の変更

鹿児島きもつき農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

鹿児島きもつき農業協同組合は、鹿児島県肝属郡肝付町、南大隅町、鹿児島県と連携し、収穫開始（概ね 8 月頃）前に生産者のほ場を巡回し、生産指導と同時に作況調査、品質調査を行う。その際、品種の確認を行い、その結果を記録する。

（2）栽培方法の確認

鹿児島きもつき農業協同組合は、休眠期（収穫終了後から発芽までの概ね 12 月から 3 月）に生産者へ「生産履歴確認書」を配布し、生産者にそれへの記載を義務付ける。

「生産履歴確認書」は、収穫開始（概ね 8 月頃）までに、鹿児島きもつき農業協同組合が回収し、その記載内容を確認することで、栽培方法が遵守されているか否かを確認する。

なお、栽培方法が遵守されていないことが疑われる場合には、鹿児島きもつき農業協同組合は、臨時に、現地調査を実施する。

（3）収穫適期の確認

鹿児島きもつき農業協同組合は、ほ場巡回により、収穫適期を確認した上で、生産者と出荷協議会を開催し、荷受けを開始する。

(4) 出荷規格・最終製品の確認

「辺塚だいたい」の選果は、鹿児島きもつき農業協同組合が指定する選果場において、鹿児島きもつき農業協同組合の選果担当職員と契約作業員が、目視で「重欠点果」ではないことを確認する。

その後、鹿児島きもつき農業協同組合の出荷担当職員が、(1)及び(2)の記録を確認した後、出荷規格を遵守している「辺塚だいたい」のみが箱詰め（ダンボール、ネット等）されたかどうかを目視により確認した上で生産者に対して「精算伝票」を発行し、出荷する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種、栽培方法、収穫適期について

鹿児島きもつき農業協同組合は、品種、栽培方法、収穫適期の確認により、生産者が辺塚だいたいとして適切な生産等を行っていないことが発覚した場合には、生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、鹿児島きもつき農業協同組合は、当該生産者の生産した「辺塚だいたい」の荷受けを停止する。

(2) 最終製品について

鹿児島きもつき農業協同組合は、前記5の(4)の確認を通じて最終製品の確認ができたもののみ、地理的表示である「辺塚だいたい」及び登録標章を付した状態で出荷する。

(3) 講習会等の開催

鹿児島きもつき農業協同組合は、開花・摘果・収穫等の生産者のほ場巡回のタイミングにあわせ、年1回以上、生産者に対する講習会等を開催し、明細書に記載された栽培方法や出荷規格等の周知・遵守徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 鹿児島きもつき農業協同組合は、前記5の(4)において出荷規格等の基準を満たしていることが確認された「辺塚だいたい」についてのみ、地理的表示である「辺塚だいたい」及び登録標章が使用されているか否かを目視で確認の上、生産者に対して「精算伝票」を発行し、出荷する。

(2) 鹿児島きもつき農業協同組合は、前記(1)の確認の際に、以下の「辺塚だいたい」があるか否かを確認する。

- ① 品種、栽培方法、収穫適期、出荷規格等の各基準のいずれかを満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「辺塚だいたい」及び登録標章が使用されている「辺塚だいたい」
- ② 地理的表示である「辺塚だいたい」のみが使用されている「辺塚だいたい」
- ③ 登録標章のみが使用されている「辺塚だいたい」
- ④ 地理的表示である「辺塚だいたい」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている「辺塚だいたい」

8 地理的表示等の使用の指導

鹿児島きもつき農業協同組合は、前記7の(2)の確認の際に、以下を確認した場合には、生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、鹿児島きもつき農業協同組合は、当該生産者の生産した「辺塚だいたい」の荷受けを停止する。

- ① 品種、栽培方法、収穫適期、出荷規格等の各基準のいずれかを満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「辺塚だいたい」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「辺塚だいたい」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「辺塚だいたい」に類似する表示又は登録標章に類似する標章を使用している場合

また、鹿児島きもつき農業協同組合は、地理的表示である「辺塚だいたい」の適正な使用について、出荷協議会や講習会等を通じ、販売者、生産者への周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

鹿児島きもつき農業協同組合は、3月1日から翌年2月末までを一年度として、年度終了後1か月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
鹿児島きもつき農業協同組合が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

鹿児島きもつき農業協同組合は、前記9において提出した資料に加え、以下の書類を、その提出の日から5年間、鹿児島きもつき農業協同組合内之浦支所（鹿児島県肝属郡肝付町南方279番地）で保存するものとする。

- ① 「精算伝票の写し」
- ② 「生産履歴確認書」

11 連絡先

